

山梨県老人福祉施設協議会会則内規

この内規は、山梨県老人福祉施設協議会会則第6条第2項の理事の選出区分について定めることを目的とする。

第1条 理事は、次の各号により選出する。

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 養護老人ホームより | 2名 |
| (2) 特別養護老人ホームより | 8名 |
| (3) 軽費老人ホームより | 2名 |
| (4) デイサービスセンターより | 4名 |
| (5) 次世代委員会 | 2名 |
| (6) 会長が必要と認めた者 | 若干名 |

付 則

- (1) この内規は、平成17年4月1日から施行する。ただし、内規第1条第1号から第4号までの規定は平成18年4月1日から適用する。
- (2) 平成7年4月1日施行の山梨県老人福祉施設協議会会則内規は廃止する。
- (3) 平成18年3月20日 一部改正〈第1条第6号を加える〉
- (4) 令和5年8月1日 一部改正（第1条第5号修正）